

令和 8 年 1 月 30 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 住民票の写しにかかる 記載内容の不具合について

本市が交付する住民票の写しにおいて、下記のとおり不具合が生じていることが判明しました。

今後、同じことを繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。

記

### 1 概要

本市が使用している日本電子計算株式会社の住民記録システムを、国が求めるシステム標準化に対応した同社提供のシステムへ更新し、本年 1 月 5 日から稼働しようとした際、前日に行ったテストにおいて、住民票の写しの記載内容の不具合等が発覚したものです。

### 2 不具合等の内容

#### (1) 転入前住所欄（別紙 1 を参照）

前システム移行前の平成 30 年 7 月 25 日以前に転入した方の一部について、転入前住所を記載すべきところ【空欄】となり、その【空欄】に記載すべき転入前住所が、異動前住所欄に記載されます。

#### (2) 異動前住所欄（別紙 1 を参照）

直近の転居前住所及び転居年月日を記載すべきところ、転居以外の原因（合併等による行政区画変更など）による住所や年月日が記載されます。なお、対象者は、合併前に旧宝飯郡 4 町に住所があり、合併後に転居したことがない方、又は、行政区画変更等によって住所が変更になり、その後に転居したことがない方となります。

#### (3) コンビニ交付

現在、システム標準化への対応のため、兼ねてより、本年 1 月 19 日までコンビニ交付を停止していましたが、1 月 20 日以降に再開した場合、上記の転入前及び異動前住所欄の記載内容の不具合により、誤った記載内容で住民票の写しが発行されることになります。

### 3 原因

従前のシステムで「前住所」として保有していた住所情報を、国のシステム標準仕様書のとおり、「転入前住所」と「異動前住所」へ正しく振り分けるべきところ、そのためのデータ見直しの必要性を、同社及び本市が気づくことなくシステム更新を行ったため、不具合が発生したものです。また、本不具合への認知が遅れたのは、稼働前のテストが不十分であったことによるものです。

### 4 不具合等への対応

本年1月8日に、市民課及び各支所等の証明書発行窓口に、本不具合に係るお知らせを掲示し、お申し出により加筆修正を行う旨をご案内しました。

#### (1) 転入前住所欄

誤って【空欄】と記載された場合、お申し出により加筆修正を行うとともに、2月10日から正しく記載されるよう、現在、システムの見直しを行っています。

#### (2) 異動前住所欄

国の標準仕様書では、記載を省略することが可能とされているため、システムを修正し、1月15日以降、記載しない運用としました。また、異動前住所の記載が必要な方には、異動履歴が記載される個人票の住民票の写しを交付しています。

#### (3) コンビニ交付（別紙2を参照）

正しい記載内容で発行できるよう、2月26日までの予定で、停止期間を延長します。ただし、2月27日の再開予定日までの間に各種証明書がご入用の方は、ご不便とご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんが、別紙2のとおり、ご請求いただきますようお願いします。

### 5 再発防止

今後、システム更新の際には、事前の動作テストを確実に行うとともに、記載事項に誤りがないか等、確認作業を徹底してまいります。

#### 【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 市民課 中野・白井

TEL:0533-89-2136 Eメール : [shimin@city.toyokawa.lg.jp](mailto:shimin@city.toyokawa.lg.jp)